

第一期中期目標期間終了後の各種手続きについて

| | 事項 | 根拠 | 実施主体 | 平成25年度の流れ |
|---|------------------|-------------------|---|--|
| 1 | 第一期中期目標期間評価 | 地方独立行政法人法 第30条 | 評価委員会（全体会） ※分科会は、事前の法人ヒアリング・評価案の審議を行う。 | ○法人が中期目標期間評価のための業務実績報告書を提出 ○高齢者医療・研究分科会における法人ヒアリング ○高齢者医療・研究分科会における評価案審議 ○評価委員会（全体会）における審議、評価の決定 ○評価結果の知事への報告、議会への報告 |
| 2 | 24年度業務実績評価 | 第28条 | 高齢者医療・研究分科会 | 上記、中期目標期間評価の手続きとあわせ、例年通り実施 |
| 3 | 法人の組織の在り方等に関する検討 | 第31条 | 設立団体（都） ※評価委員会及び分科会は意見を述べる。 | ○高齢者医療・研究分科会における意見聴取 ○評価委員会（全体会）における意見聴取 ○都が組織の在り方等に関する検討結果の報告書を作成（検討の結果、必要な場合は所要の措置を講ずる。） |
| 4 | 第一期終了時の積立金の繰越承認 | 第40条 | 設立団体（都） ※評価委員会及び分科会は意見を述べる。 | ○法人が都に対し、積立金繰越の承認を申請 ○高齢者医療・研究分科会における意見聴取 ○評価委員会（全体会）における意見聴取 ○都が繰越の承認について決定 |